

評価項目概要

分類	細分類	評価項目	評価内容	配点	評価方法等〔備考〕	入札時提出書類	約定の有無	
I	価格評価	価格評価	価格評価	35.0点	〔調査基準価格以上〕：3.5点×(調査基準価格+入札額)÷(入札額×2)、〔調査基準価格未満〕評価点=35点×調査基準価格算定率×入札額÷調査基準価格	・入札書 ・業務費内訳書等	有	
II	履行体制評価	1 履行体制	(1) 適切な現場責任者の配置	ビルクリーニング技能士又は6年以上の実務経験を有する者の配置	2.0点	日常清掃においてビルクリーニング技能士1級所持者又は6年以上の実務経験を有する者の配置提案に対し、配置時間に応じて2点(週15時間以上の場合)、又は1点(週10時間以上15時間未満の場合)を加算	・業務従事者賃金支給計画書	有
			(2) 必要な人員の配置量	日常清掃に配置する人員量	3.0点	日常清掃に係る従事者の人員配置量の提案に基づき評価点を次の算定式により算出〔上限値：3点〕 評価点=提案配置量(延時間)×〔調整係数0.146(3点/積算上の日常清掃に係る人員配置量)〕	・業務従事者配置計画書	有
	2 履行実績・技術等	(1) 衛生事業登録	建築物清掃業等の登録	1.0点	建築物衛生法に定める事業登録制度のうち、建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業に登録がある場合に評価	・衛生事業登録証の写し	有	
		(2) 履行実績	同種同規模程度の清掃業務実績	5.0点	最高5点(①+②)：①同種同規模以上の実績1件の場合に3点加算(前提要件)、②更に7割以上の規模の実績が、1件の場合は1点を、2件以上の場合は2点を加算	・清掃業務実績報告書 ・契約書等の写し	無	
		(3) 業務履行中の事故防止策	労災保険料のメリット適用	1.0点	労災の多寡に応じて労災保険料率(ビルメンテナンス業の場合6.0/1000)の増減を行うメリット制において、①保険料率の割引(減額)適用を受けている場合には1点を、或いは②保険料率の割増(増額)が無い場合には0.5点を加算	・労災保険率決定通知書の写し	無	
			清掃業務に係る賠償責任保険の加入	1.0点	業務遂行中における受注者の責めによる事故に対して、補償される賠償責任保険に加入している場合 1点加算	・保険証券の写し	無	
	3 履行品質の維持・向上	(1) 履行品質の向上	トイレの小便器及び大便器における臭い、汚れ対策	2.0点	トイレの臭いや汚れの対策(除去)に関する提案がある場合 2点加算	・除去に係る活用機器や手法の提案書、カタログ	有	
			(2) 自主検査体制	自主検査における資格者の配置	2.0点	自主検査(インスペクション)において、建築物清掃管理評価資格者やビルクリーニング技能士1級所持者などの資格者を充てる場合に、その保有する資格に応じて2点、又は1点を加算	-	有
		品質評価の数値化(見える化)	5.0点	最高5点(①+②)：①臭気計の活用提案に1点加算(前提要件)、②光沢度計、汚染度計などそれぞれ測定対象が相違する①(臭気計)以外の測定機器の複数活用提案(最高4台)に対し、その活用数に応じて更に1点づつを比例式に加算	・活用機器のカタログ ・提案書(測定対象、活用方法等を記載)	有		
	履行体制評価点計				22.0点			
III	働き方改革・研修評価	1 働き方改革の推進	(1) 多様な人材の活用	障がい者の雇用率(分類の変更)	1.0点	法定雇用率(R元年～:2.2%、R3年～:2.3%、R6年～:2.5%)を1ポイント以上上回る場合 1点加算	・障害者雇用状況報告書等	無
				高齢者就業確保措置の有無	1.0点	高齢者就業確保措置(法令上努力義務)として、①70歳までの定年引上げ、②定年制の廃止、又は③70歳までの継続雇用制度のいずれかの措置を行っている場合に1点加算。ただし、措置内容を証するものとして就業規則又は高齢者雇用状況等報告書以外の書類を提出する場合は0.5点	・就業規則又は高齢者雇用状況等報告書などの写し	無
				傷病休暇制度の有無	1.0点	私傷病の療養のための有給休暇以外の休暇(休職を含む。)制度や、療養中・療養後の負担軽減等を目的とした短時間勤務制度を、短時間労働者が適用となる就業規則等で定めている場合 1点加算	・就業規則又は雇用契約書(休暇等制度の表記)の写し	無
		(2) 公正な待遇(労働条件の向上)	短時間・有期雇用管理者の選任	1.0点	パートタイム・有期雇用労働法第17条に基づく短時間労働者等(対象者:入札案件を含む札幌市内の事業所に所属する労働者)の労務管理を行う責任者を選任し、管轄の都道府県労働局に届出している場合 1点加算	・短時間・有期雇用管理者の選任届の写し又は申出書	無	
			平均支払賃金(時間給)の額	3.0点	評価点算定式:〔平均賃金(労働時間20h/週以上の従事者平均)-基準額1,010円〕×調整係数0.02〔上限3点〕	・業務従事者賃金支給計画書	有	
			通勤手当支給の有無	1.0点	就業規則(短時間労働者及び正職員に適用するもの)等により通勤手当を支給する旨を定めている場合 1点加算	・就業規則の写し	無	
			短期労働者への定期健康診断の実施	1.0点	労働安全衛生法により受診義務のないパート従業員等に対して、定期健康診断の受診の場と機会を設ける場合 1点加算	-	有	
	2 研修体制等	(1) 研修体制	履行期間中の清掃従事者に対する研修体制(前提要件の設定)	3.0点	過去1年以内に清掃業務に係る研修を1回以上実施した(前提要件)ほか、①履行期間中に年1回以上の同様の研修の実施提案に1点、②提案①の研修が厚労省の登録機関等の主催である提案に1点、③入札案件の清掃現場において実務研修を年1回以上の実施提案に1点をそれぞれ加算(最高3点の加算)	・過去1年以内に行った研修資料	有	
		(2) 資格取得支援制度	清掃現場従事者に対する資格支援制度の有無	1.0点	雇用形態に関わらず、清掃従事者に対する資格取得支援のための制度を設けている場合に加算。	・社内規程等の写し	無	
	研修・雇用条件評価点計				13.0点		・上記のほか企画提案申出書(共通)の提出が必要	
総合評価点計(価格点+履行体制評価点+働き方改革・研修評価点)				70.0点				